

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 大山町スポーツ少年団の対応について (大山町内会場において大会主催者となる場合)

令和5年2月10日現在
大山町スポーツ少年団本部

これは、大山町スポーツ少年団の各単位団が、各競技の大会実施に関し、大山町内を会場とする大会の主催者となる場合において、守るべき事項等を掲げるものです。

令和5年2月9日付で示された「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン(令和5年2月9日版)」の内容を反映し、以下のとおりお示しします。

大会が大山町外で行われる場合には、開催地となる市町村のコロナ対策方針等に従って対応していただくようお願いします。

○大会運営について

- ・大会主催者は、感染症予防対策責任者を置き、その者の指揮命令の下、観客への対応も含め、大会における感染症予防対策を実施するとともに事前に周知徹底する。
- ・大会主催者は、中央競技団体からの活動方針やガイドライン、「新型コロナウイルス感染予防に係るイベント開催制度」(<http://www.pref.tottori.lg.jp/item/1216205.htm>)に即って運営を行う。
- ・大会主催者は、観客を含め参加者の連絡先を把握できる場合を除き「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」の活用を図る。
- ・大会主催者は、本ガイドラインを基に実施する大会の具体的な感染症予防対策を保護者へ事前に提示し、団員の参加についての同意書の提出を求めるよう努める。
- ・大会主催者は、会場の出入り口や手洗い場付近に、手指消毒剤を設置する。
- ・大会主催者は、必要に応じて、参加者に対して、受付等で検温を実施する。
- ・観客の上限は収容定員までかつ収容率100%までとする。この場合、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超となる場合は、開催2週間までに「感染防止安全計画」を県へ提出する。なお、上記以外については、「感染防止策チェックリスト」を作成し、ホームページ等に掲載・公表し大会後1年間保管する。
- ・大会主催者は、受付等において、参加者等が距離をおいて並べるよう目印を設置し密集を防ぐ。
- ・監督、コーチ、選手、運営スタッフについては、大会1週間前から体温も含めて体調面について記録し管理している場合には受付時の検温は必須としない。
- ・大会主催者は、対面する場所については、必要に応じて、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・監督、コーチ、選手、運営スタッフのマスクの取扱いについては、屋外は、身体的距離が2m以上確保できる場合、身体的距離が2m以上確保できなくても、ほとんど会話がな

場合は、必要ではない。ただし、身体的距離が2 m以上確保できない状況で会話がある場合は着用する。また、屋内は、身体的距離が2 m以上確保でき、ほとんど会話を行わない場合以外は、着用する。

- ・監督、コーチ、選手は、試合の前後だけでなく、試合中にも、手洗い又は消毒を行う。
- ・開会式や閉会式等は、感染防止の観点から実施しないことが望ましいが、実施する場合、大会主催者は、密集・密接とならないよう、参加者の人数制限や、参加者相互の間隔を広くとって実施する。
- ・屋内競技は試合中であっても定期的（30分に1回5分程度）に大会主催者主導で一斉に換気を行う。会場の状況によっては、送風機などで空間の空気を動かす対応も実施し、密閉空間とならないように努める。
- ・大会主催者は、選手が触れる用具、器械、器具が、定期的（試合の間等）に消毒する。ただし、材質やメンテナンス上、消毒が困難な場合は、選手自身が、消毒を行うよう呼びかける。
- ・大会主催者は、水分補給は個人で容器を用意し、まわし飲みはしないことを事前に監督、コーチ、選手、観客等関係者へ周知するとともに、会場内において定期的に呼びかける。
- ・大会主催者は、タオルは個人で準備し、共用しないことを事前に監督、コーチ、選手、観客等関係者へ周知するとともに、会場内において定期的に呼びかける。また、必要に応じて手洗い場にペーパータオル（使い捨て）を準備する。
- ・昼食等を大会主催者で準備する場合は、配布する役割を決めて個人に配布し、他人の分をまとめて受け取ることはしない。
- ・熱中症予防対策も合わせて実施し、観客等への注意喚起も適宜行う。
- ・試合中は監督、コーチ等が、かけ声をかける場合は、マスクを正しく着用して行う。
- ・ミーティングなどにおいて、密閉空間での滞在を避ける。
- ・大会主催者は、更衣の際は、更衣室の使用人数を、人と人との距離が1m以上確保できるよう利用人数を制限し、定期的（30分に1回5分程度）に換気に努める。また、利用人数や注意点の掲示を行う。
- ・大会主催者は、試合会場で手が触れる場所を、定期的に消毒を行うために、計画を立てて行う。
- ・選手の待機場所については、大会主催者において場所を指定するなどして、密閉、密集、密接それぞれを回避するようにする。
- ・報道関係者が取材で来場した場合は名刺等で本人確認を行い、検温及び体調について確認の上、入場を許可する。競技の妨げとならないよう取材可能エリアなどを予め設定しておき、取材については、マスクを正しく着用して実施してもらう。その場合、1m以上を確保する。
- ・大会主催者は、入退場時、トイレ、休憩時間や待ち合わせ場所等を含め密閉、密集、密接それぞれを回避するほか、ハイタッチなど交流等を行わないことを呼びかける。

○観客について

- ・必要に応じて、来場者の制限について検討し、来場者の確認を取ることができない場合は、大会主催者・関係者及び参加者のみで実施することを検討する。
- ・大会主催者は、出入口を限定し、観客等の入退場をコントロールする。
- ・大会主催者は、大会の会場が公園や自然内で、観客エリアの制限が難しい場合は、大会関係者以外への看板や放送などで注意喚起を実施する。
- ・大会主催者は、県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況、会場の広さ、役員数等を総合的に勘案し入場できる観客の範囲を定め、事前に周知する。入場できる者は、事前申請された者を原則とするが、当日、受付にて検温の実施及び連絡先等（氏名、住所、電話番号、健康チェック）の確認が可能な場合は、当日受け付けも可とする。ただし、観客名簿（氏名、住所、電話番号が記載）を必ず作成し連絡先等を把握しておく。なお、取得した個人情報については大会終了後、約1ヶ月厳重に保管し、期間終了後シュレッダーにて裁断し、確実に廃棄する。また、当日入口にて検温を実施するとともに、許可証等入場を許可したことが分かるものを発行するなど観客の入場の管理を含めた対策を講じ、次の内容について事前に周知する。
- ・観客として来場される方は、大会当日の朝、必ず検温し、発熱等の風邪の症状がある者は、来場できない。また、同居する家族に発熱等の風邪の症状がある者についても、来場を控える。
- ・屋外における観客のマスクの着用については、ほとんど会話がないうち及び大きな声援や歓声等を出さない場合で身体的距離が2m以上確保できる場合は、不要とする。
- ・屋内における観客のマスクの着用については、身体的距離が2m以上確保でき、ほとんど会話を行わず、大きな声援や歓声等を出さない場合以外は、着用する。
- ・発声による応援、楽器及び鳴り物を使っての応援を行う場合は、マスクを正しく着用する。
- ・上記の対応を守れない観客は退場させる。
- ・大会主催者は、スポーツ少年団関係者以外の入場を認める場合、入場エリアのゾーニング及び動線を別で確保することによりスポーツ少年団関係者とスポーツ少年団関係者以外が混在しないようにする。また、出入り口、トイレ等についてもスポーツ少年団関係者と別とする。
- ・県内の感染状況によっては、入場制限等を行う場合があることについて、事前に周知する。

○陽性者が発生した場合の対応について

- ・大会主催者は、大会開催後に監督、コーチ、選手、役員、観客等に陽性者が発生した場合には、監督、コーチ、選手、役員、観客等に連絡を取り、症状の確認がとれる体制を確保する。また、保健所が実施する疫学調査等に協力する。

※主催者は、上記以外の対策についても積極的に実施する。

- ・新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合は、人の密集する場所から離れた部屋（車など）に収容しかかりつけ医がいる場合は連絡をとり、かかりつけ医がい

ない場合や相談先に迷う場合は下記の「受診相談センター」へ連絡すること。

- ・大会後、感染者が大会へ参加していたことが発覚した場合は、保健所、発熱・帰国者・接触者相談センターの指示に従い対応する。大会関係者へ連絡する際は無闇に感染者の個人情報を口外しないよう留意すること。

(各連絡先) 受診相談センター ☎ 0 1 2 0 - 5 6 7 - 4 9 2

米子保健所 ☎ 0 8 5 9 - 3 1 - 9 3 1 5

西部地区発熱・帰国者・接触者相談センター ☎ 0 8 5 9 - 3 1 - 0 0 2 9

大山町教育委員会事務局 社会教育課 ☎ 0 8 5 9 - 5 4 - 5 2 1 2

●濃厚接触者については、下記に該当する場合とする。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触（社内、航空機内等を含む）があった方
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクなどの必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった方（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

(国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より一部抜粋)

○大会開催可否について

- ・十分な感染防止対策をとることができない場合は、開催の中止又は延期を検討する。
- ・鳥取県版新型コロナ警報の特別警報が発令された場合は、大会の中止又は延期を検討する。